

嘉手納町比謝川自然体験センター条例

(設置)

第1条 この条例は、嘉手納町の恵まれた自然環境と独特の文化、風習及び産業等の資源を有効に活用し、ふれあい活動の場を提供することにより、嘉手納町の特性を活かした自然体験学習等の機会を促進し、観光振興及び地域の活性化に寄与することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、嘉手納町比謝川自然体験センター（以下「比謝川自然体験センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 比謝川自然体験センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嘉手納町比謝川自然体験センター	嘉手納町字水釜 566 番地 5

(事業)

第3条 比謝川自然体験センターは次の事業を行う。

- (1) 嘉手納町の特性を活かした自然体験学習等の機会を促進し、地域の活性化に関すること。
- (2) 比謝川の自然を理解し、案内できる人材の育成に関すること。
- (3) 対話、交流及びレクリエーションの場の提供に関すること。
- (4) 地域情報及び観光情報の発信に関すること。
- (5) その他設置目的を達成するための必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第4条 比謝川自然体験センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 比謝川自然体験センターの運営及び維持管理に関する業務
- (3) 比謝川自然体験センターの常設展の観覧に係る料金（以下「観覧料金」という。）に関する業務
- (4) 比謝川自然体験センターの利用の許可等に関する業務
- (5) 比謝川自然体験センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(6) 比謝川自然体験センターの利用状況及び収支の記録並びにその報告に関する業務

(7) その他町長が必要と認める業務

(利用時間等)

第6条 比謝川自然体験センターの利用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、休館日を変更することができる。

(観覧料金)

第7条 比謝川自然体験センターの常設展を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 町長は、指定管理者に観覧料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の許可)

第8条 比謝川自然体験センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(観覧料金及び利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、町長が定めるところにより、観覧料金及び利用料金を減額し、又は免除することができる。

(観覧料金及び利用料金の不還付)

第 11 条 既納の観覧料金及び利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第 12 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、比謝川自然体験センターの利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が比謝川自然体験センター又はその附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他比謝川自然体験センターの管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、比謝川自然体験センターの利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は比謝川自然体験センターの利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が第 8 条第 2 項の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 災害その他の事故により比謝川自然体験センターの利用ができなくなったとき。
- (6) その他指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定に基づく利用許可の取消し又は利用の制限若しくは利用の停止によって利用者が被った損失については、指定管理者はその責めを負わない。ただし、前項第 6 号の場合は、この限りでない。

(入場者の義務)

第 14 条 入場者は、利用する施設又はその附属設備については、善良なる注意をもって利用しなければならない。

(入場の制限等)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をするおそれがある者
- (2) 比謝川自然体験センター又はその附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがある者
- (3) その他比謝川自然体験センターの管理上必要な指示に従わない者

(利用権の譲渡等の禁止)

第 16 条 利用者は、比謝川自然体験センターの利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(比謝川自然体験センターの変更等禁止)

第 17 条 利用者は、比謝川自然体験センターに特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りではない。

(原状回復の義務)

第 18 条 利用者は、比謝川自然体験センターの利用を終了したとき、又は第 13 条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 利用者が故意又は過失によって比謝川自然体験センター又はその附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 比謝川自然体験センターに係る指定管理者の指定、利用の許可の申請、利用料金の承認その他の比謝川自然体験センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 6 条関係）

区分	利用時間	休館日
常設展	8 : 00 ～ 22 : 00	12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までの日
2 階多目的ホール	8 : 00 ～ 22 : 00	
3 階研修室（1）（2）	0 : 00 ～ 24 : 00（24 時間）	
3 階多目的ホール	0 : 00 ～ 24 : 00（24 時間）	
3 階給湯室	0 : 00 ～ 24 : 00（24 時間）	
屋外テラス	8 : 00 ～ 22 : 00	
屋上厨房室	8 : 00 ～ 22 : 00	
シャワールーム	8 : 00 ～ 22 : 00	
ロッカールーム	8 : 00 ～ 22 : 00	
ピロティ等	0 : 00 ～ 24 : 00（24 時間）	
乗降場	0 : 00 ～ 24 : 00（24 時間）	

別表第 2（第 7 条関係）

区分		観覧料金	
		町内	町外
常設展	一般	100 円	100 円
	小中学生	無料	100 円
	未就学児	無料	無料

- 1 観覧料金は、1 人当たり 1 回の金額とする。
- 2 「一般」とは、「小中学生」及び「未就学児」以外の者をいう。
- 3 「小中学生」とは、小学校及び中学校の児童生徒をいう。
- 4 「未就学児」とは、小学校就学前の者をいう。

別表第3（第9条関係）

区分1	利用料金		冷暖房利用料金
	町内	町外	
2階多目的ホール	1,000円	2,000円	500円
3階研修室（1）	1,000円	2,000円	
3階研修室（2）	1,000円	2,000円	
3階多目的ホール	1,000円	2,000円	
屋外テラス	1,000円	2,000円	—
屋上厨房室	500円	1,000円	—
区分2	利用料金		
	町内	町外	
シャワー（15分）	200円	200円	
ロッカー（1箇所）	100円	100円	
乗降場（乗降）	200円	300円	
区分3	利用料金		
	町内	町外	
ピロティ等	1㎡当たり 100円		
乗降場（占有）	1㎡当たり 100円		

- 1 区分1の利用料金は、1時間当たりの金額とする。
- 2 区分2の利用料金は、1回当たりの金額とする。
- 3 区分3の利用料金は、1日当たりの金額とする。この場合において、利用時間が24時間に満たないときは、1日とみなす。